

令和元年度第2回 熱海市国民健康保険運営協議会 会議録

* 会議日程

日時 令和元年10月23日(水) 午後3時30分～午後4時00分
場所 熱海市役所 第3庁舎 第1・2・3会議室

(審議事項)

1. 令和2年度熱海市国民健康保険の賦課限度額の改正及び賦課方式の変更について
2. 令和元年度保険事業について
3. その他

* 会議に付した事件

会議日程の審議事項と同一

* 出席委員等

(被保険者を代表する委員)

櫻井順子 山田松子 酒井 潤
(欠席委員 山崎美佳)

(保険医又は保険薬剤師を代表する委員)

渡辺英二 井上 俊 岡部 敦
(欠席委員 陶山秀夫)

(公益を代表する委員)

當摩達夫 加藤正春 小松久男
(欠席委員 市川幹夫)

(被用者保険等保険者を代表する委員)

(欠席委員 松岡利行)

(行 政)

金井副市長 森野市民生活部長 松田市民生活課長
鈴木税務課長 藤間課税室長 渡辺納税室長 佐藤健康づくり室長
木村保険年金室長 稲葉保険年金室主幹
事務局 (高杉保険年金室主幹、岩崎職員)

保険年金室長	<p>本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和元年度 第2回熱海市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、當摩会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
當摩会長	<p>委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>前回の会議では、「国保税の賦課限度額の改正と賦課方式の変更」について意見等を伺いました。特段反対意見等は、ありませんでしたが、本日は、質疑等の後、事務局が作成した、答申原案の審議を行う予定でございます。委員皆様方の活発なご議論をお願いするとともに、本協議会の円滑な運営にご協力をいただきたいと思います。</p> <p>簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。</p>
保険年金室長	<p>続きまして、国民健康保険運営協議会規則第5条の定足数についてでございます。</p> <p>本日は、委員13名中9名の出席をいただいており過半数を超えておりますので、本協議会が成立している事をご報告させていただきます。</p> <p>これからの議事進行は、當摩会長をお願いいたします。</p>
當摩会長	<p>はい。それでは、早速ですが、議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、今日の議事録署名人でございますけど、慣例により私の方から指名させていただきます。被保険者代表から櫻井委員と、公益代表から小松委員のご兩名にご指名させていただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>議題（1）ですが、第1回運営協議会で諮問を受けました「令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正」及び「令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課方式の変更」について議論を行いたいと思います。ここで、事前をお願いしてありました質問が提出されておりますので事務局より、説明をお願いします。</p>
保険年金室主幹	<p>事前にいただいている質問は5点になります。そのうち1点につきましてはデータヘルス計画になりますので4点についてこちらの方からご回答いたします。まず、1点目、賦課限度額の改正についてです。3万円引き上げることですが、3万円であることの理由についてと市民に理解してもらうための対応についてです。</p> <p>引き上げ額が3万円であることへの理由でございますが、お手元の方に資料</p>

がございました。ご覧いただければと思います。引き上げ額が3万円であることへの理由でございますが、国保税の限度額については、負担能力のある方から無制限に徴収することを防ぐ目的がございます。一方で、国への社会保障に関する報告書や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」では、医療保険の保険料に係る国民負担の公平の確保として、「国保税の賦課限度額の上限の引上げ」がうたわれております。国としては国保税の賦課限度額は引き上げる方針であり、これは被用者保険、社会保険においても同様の方針となっております。

被用者保険においては、その保険料の算定の基礎となる標準報酬月額において、最高等級に該当する被保険者の割合が0.5%~1.5%の間となるよう健康保険法で定められております。国保税の賦課限度額については、それを参考とし、当面は限度額を超過する世帯の割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額の引き上げが行われております。

その結果として、地方税法施行令の一部が改正され、医療分において3万円の賦課限度を引き上げることとなっていることにつきまして、ご理解いただければと思います。

また、今後も賦課限度額については、被用者保険の状況等により引き上げが予想されますので、その際には、また、当協議会においてご審議をお願いします。

質問事項の2点目、市民に理解してもらうための対応、広報についてでございますが、賦課限度額の引き上げ、及び賦課方式変更による資産割の廃止については、条例案議決後、熱海市ホームページへの掲載、及び「広報あたま」にて、国保の特集記事を組み、市民への周知を行う予定でございます。

次に、質問事項の3点目です。どうして県は運営方針で資産割の廃止の方針なのかについてでございます。

県は賦課方式について、各市町にアンケートを行っており、その結果として、資産割廃止の方針となっております。

その背景を考えますと、第1回の協議会での説明のとおり、資産割は農山漁村等町村部において必要性が認められる一方、都市部においては実情に即していないということで、資産割を採用していない都市が多いことが挙げられます。

資産割については、固定資産税との二重課税の印象がある、という不満を持つ方もおりますし、収益性のない土地建物にも賦課されるため、低所得者層の負担にもなっております。

固定資産を所有している イコール 国保税の負担能力があるということではございません。また、他の自治体に所有する固定資産は賦課されないと

	<p>いった不公平感の課題もございます。そういった課題の解決の方法として、資産割の廃止の方向になったと考えております。</p> <p>次に、4点目のご質問です。資産割を廃止し、その不足部分について基金を取り崩していくと、どのぐらいまでもつのかについてでございます。</p> <p>現在の基金で、資産割廃止による財源不足相当として毎年7,000万を取り崩すのであれば、単純計算で10年以上取り崩しは可能ですが、ある程度の残高は確保しておく必要がございます。また、今後ですが、事業費納付金による激変緩和措置の縮小、廃止が行われることから、事業費納付金の上昇により、単年度の取り崩しも同様に上昇することになります。基金残高の状況や、県の動向を見据えて、税率改正を行うこととなります。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>當摩会長</p>	<p>はい、どうもありがとうございます。今、事務局から説明のありました事項やその他に、ご意見があればお聞きしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。</p>
	<p>特によろしいでしょうか。それでは、ご意見ご質問も無いようですので、諮問に対する答申原案について、事務局は準備ができていますか。</p> <p>では、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>市民生活課長</p>	<p>お手元の方に資料を配らせていただきました。よろしくお願いいたします。それでは、説明させていただきます。</p> <p>1枚めくっていただき、そちらの方を朗読させていただきます。</p> <p>1. 令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について</p> <p>既に改正されている平成31年度における地方税法施行令に基づき、賦課限度額については、基礎課税限度額（医療分）を61万円に引き上げを行うことは妥当と認める。</p> <p>ただし、今後の地方税法施行令改正によって令和2年度の賦課限度額が引き上げられた場合については、令和3年度改正により、その額までの引き上げを行うべく、引き続き検討を求めるものである。</p> <p>実施期日 令和2年4月1日</p> <p>2. 令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課方式の変更について</p> <p>平成30年度からの国保の広域化により定められた静岡県国民健康保険運営方針では、県内の国保税の賦課方式の統一を目指しており、資産割は使用しないことを目標としている。県内市町でもその方針に沿った賦課方式の変更が進められている。</p>

	<p>資産割は、固定資産税額に応じて課税されるため、二重課税との批判があるほか、自宅など収益性を持たない土地建物も対象となること、年金生活者で他に所得がないにも関わらず持ち家に住んでいるだけで負担が生じるなどの課題がある。これらの課題の解消とともに県運営方針を踏まえ、資産割を使用しない賦課方式へ変更することは妥当と認める。</p> <p>なお、税率の改正については、県運営方針や県内市町の動向を注視するとともに、今後の国民健康保険の健全な運営に支障をきたさぬよう、検討を求めるものである。</p> <p>実施期日 令和2年4月1日</p> <p>説明は、以上となります。よろしく申し上げます。</p>
<p>當摩会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。ただいま事務局の説明に何かご意見等がありましたら、よろしく申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。実は、私が当運営協議会の委員ということで新聞の報道の中に名前がのってしましてお電話をいただきました。いわゆる不動産、土地建物を持っていて、今、年金生活ということで他に収入が無いという中で今回の賦課方式いわゆる資産割の廃止ということで大変良いことだねと意見を言ってくれましたので披露させていただきます。以上です。</p>
<p>當摩会長</p>	<p>どうもありがとうございます。ご意見いただきました。その他に、皆さんの方からはご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、全会一致とみとめまして事務局から示されました答申原案のとおり答申することにします、それでは、答申の（案）を削りまして、答申とさせていただきます。</p>
<p>市民生活課長</p>	<p>みなさん賛成ということで挙手を先にさせていただき確認させていただければと思います。</p>
<p>當摩会長</p>	<p>よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。では、全員挙手ということで。</p>
<p>市民生活課長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>當摩会長</p>	<p>それでは、答申書が出来上がるまでの間、議事を進行します。</p> <p>議題（2）令和元年度保険事業についての質疑応答です。事務局からお願いします。</p>

健康づくり室長	<p>ご質問がありました特定保健事業でございますが、特定保健指導というのは特定健康診査を受けていただいたその結果、お腹周りのサイズが基準値を超えていまして、なおかつ、その他、血圧や血糖、中性脂肪や LDL コレステロールの検査値が受診が必要という基準を超えた方たちに行うものです。</p> <p>特定健康診査の結果は、ご自身が受診した医療機関で説明を受けて受け取っていただいております。その際にお医者様の方から、ちょっと値が高いから注意が必要だからお話を聞いてきたらと後押しをしていただけるとご本人もやる気になって、じゃあ、保健指導を受けてみようかなということで、初回面接につながるということが現状でございます。</p> <p>そのため、初回面接に行っていただく医療機関を増やして一人でも多くの方に受けていただきたいなと思っておりますけれど、こちらの方が面接を行う職種が限られておりますし、面接にかかる時間は最低 30 分くらいかかるということで特定保健指導を受ける時間がないというような声をいただいている医療機関がございまして目安が難しい状況でございますが、今年度は4箇所から6箇所にご協力をいただいたということでございます。以上です。</p>
当摩会長	<p>ありがとうございます。今、事務局から説明のありましたことにご意見等があればここで承ります、よろしく願いいたします。</p>
当摩会長	<p>特に、ご質問ございませんか。</p>
当摩会長	<p>では、次へまいります。</p>
保険年金室主幹	<p>議題の3、その他という形で事務局の方からご報告させていただきます。私から2点ございます。</p> <p>まず、1点目でございますが、本協議会の議事録等の熱海市ホームページでの公表でございます。</p> <p>本協議会においては、一般の方も傍聴可能としており、傍聴される方がいる回もございました。</p> <p>他の自治体におきましては、国保運営協議会の議事内容をホームページに公表しているところもございます。</p> <p>本会委員から、賦課限度額や資産割廃止の市民への周知のご質問もございましたが、その点も含めまして、本協議会の議事録等につきましては、市ホームページでの公表を準備ができ次第、行う予定でございますので、ご承知いただければと思います。</p> <p>2点目でございますが、先日ご案内済みではございますが、静岡県国保連合会主催の国保運営協議会委員研修会が、静岡市 静岡産業経済会館にて、明日10：30より開催されます。本会からは、2名、出席となり、私が随伴</p>

	<p>いたします。出席される方につきましては、9：00熱海駅改札前に集合のほどよろしく願いいたします。切符につきましてはこちらで準備させていただきます。昼食については主催者側で用意いたします。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>當摩会長</p>	<p>どうも、ありがとうございます。それでは、ここで答申に移りたいと思います。</p> <p>今日は、市長は他公務で欠席ということなので、副市長をお呼びいただきたいと思います。</p> <p>答申書を事務局が準備をしておりますので、ただ今から、10分の休憩を取りたいと思います。</p> <p>16時ちょうどから、協議を再開したいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>當摩会長</p>	<p>それでは、2分ほど早いのですが、みなさん、そろわれたので進めてきたいと思います。</p> <p>それでは、副市長は前へお願いします。</p>
<p>當摩会長</p>	<p>熱海市長 齊藤栄様。</p> <p>熱海市国民健康保険運営協議会会長當摩達夫。</p> <p>「令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正」及び「令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課方式の変更」について、答申。</p> <p>令和元年10月9日付け、熱海市第237号にて諮問のあった、「令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正」及び「令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課方式の変更」について、熱海市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項第2号の規定に基づき、慎重に審議いたしました結果、次のとおり答申いたします。</p> <p>1 答申事項は別添のとおりです。よろしくお願いします</p>
<p>當摩会長</p>	<p>では、答申内容につきまして、事務局の方よりお願いします。</p>
<p>市民生活課長</p>	<p>はい。答申事項を説明させていただきます。</p> <p>「令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正」及び「令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課方式の変更」に関する諮問事項については、以下のとおり答申する。</p> <p>1. 令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について 既に改正されている平成31年度における地方税法施行令に基づき、賦課</p>

	<p>限度額については、基礎課税限度額（医療分）を61万円に引き上げを行うことは妥当と認める。</p> <p>ただし、今後の地方税法施行令改正によって令和2年度の賦課限度額が引き上げられた場合については、令和3年度改正により、その額までの引き上げを行うべく、引き続き検討を求めるものである。</p> <p>実施期日 令和2年4月1日</p> <p>2. 令和2年度熱海市国民健康保険税の賦課方式の変更について</p> <p>平成30年度からの国保の広域化により定められた静岡県国民健康保険運営方針では、県内の国保税の賦課方式の統一を目指しており、資産割は使用しないことを目標としている。県内市町でもその方針に沿った賦課方式の変更が進められている。</p> <p>資産割は、固定資産税額に応じて課税されるため二重課税との批判があるほか、自宅など収益性を持たない土地建物も対象となること、年金生活者で他に所得がないにも関わらず持ち家に住んでいるだけで負担が生じるなどの課題がある。これらの課題の解消とともに県運営方針を踏まえ、資産割を使用しない賦課方式へ変更することは妥当と認める。</p> <p>なお、税率の改正については、県運営方針や県内市町の動向を注視するとともに、今後の国民健康保険の健全な運営に支障をきたさぬよう、検討を求めるものである。</p> <p>実施期日 令和2年4月1日</p> <p>以上でございます。</p>
<p>當摩会長</p>	<p>はい。ごくろうさまです。</p> <p>私どもの議論の結果は、ただいま、朗読いただいたとおりでございます。それでは、副市長から一言いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
<p>副市長</p>	<p>副市長の金井でございます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、「當摩会長」をはじめ委員の皆さまにおかれましては、ご審議をいただき、まことにありがとうございます。</p> <p>ただ今の答申の内容に基づきまして、次の議会で条例改正を行っていきたいと考えております。</p> <p>国保広域化事業が開始されてから2年が経過しますが、国保税の限度額の改正や資産割を採用しない賦課方式への変更など、慎重に行っていき、県国保運営方針に沿った健全な財政運営と確実な事業運営を進めていきたいと思ひております。</p> <p>本日は、熱心な議論いただき改めてありがとうございます。</p>

當摩会長

この答申をもとに今後ともよろしく願いいたします。
その他に、委員の皆様方から何かご意見がございましたらお願いいたします。
ご意見ございますか。
それでは、以上をもちまして令和元年度第2回熱海市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。ごくろうさまでした。

【閉 会】